

2014 年 10 月 27 日

県立広島大学 准教授・公認会計士 橋上徹

「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」の公表に関するコメント

（質問 7 に関して）

○ガイダンス開発・教育文書等の積み上げが日本の実務家等により国際会計基準の原則主義からの乖離を主張することへの懸念

- ① 日本は憲法で罪刑法定主義が掲げられている（憲法第 31 条、39 条等）ため、会計基準がソフトローであるからといって、会計基準の明確化は已む得ないことは理解している。
しかしながら、当該、修正国際会計基準も、原則主義(principle-based)の基準であるにもかかわらず、日本の会計基準開発者・実務家（公認会計士を含む）がガイダンス開発を積み上げることにより細則主義(rule-based)の基準に当該会計基準が位置付けられる（あるいはそのように変貌する）ことを懸念する。
- ② 例えば、第 35 項に記載されている、「減価償却方法の選択（定率法、定額法の選択）（IAS 16 号）」等に関しては、ガイダンス開発の問題というよりは、企業の固有の固定資産の利用実態に応じた将来の資産の有用性の評価の問題に尽きるものと考えられる。減価償却方法の選択に限るものではないが、ガイダンス等の積み重ねにより、日本基準の欠点の 1 つである例えば、税法耐用年数の使用の容認などと同じ、現象が、当該会計基準案の利用においても生じる可能性は否定できないのである。
- ③ もっとも、ガイダンスの開発を否定するものではないが、例えば、“ガイダンス等に記載されているから”とか、「他社が同様な処理をしているから」とか、など決して、日本基準や米国基準が直面した、細則主義を利用した、会計不正・粉飾事件につながるような、しつこいくらい、原則主義の基準である点を、実務家（企業の財務諸表作成者、公認会計士等）等に強調されるような、当該会計基準案としてのメッセージを発信することを期待する。
- ④ 一例として、「会計・監査ジャーナル Vol. 26 No. 11」p9-17 の記事や、経済団体による、一部の元 IASB スタッフの日本でのスピーチによる定率法・定額法優位論争へのコメント等などを見ると、日本人に根付く、細則主義・ガイダンス等への依存症が懸念される。
- ⑤ あくまで、最善の会計処理は、企業実態を的確に表現するということを含めた「目的適合性」にあり、ガイダンス等は、利用できる場合は、限定される点を強調していただきたい。

CL07

以上